令和元年10月

消費税の個別相談日開催について(ご案内)

日 時: ① 令和元年10月31日(木)

② 令和元年11月18日(月)

③ 令和元年11月27日(水)

それぞれ 午前 9時30分 ~ 11時30分 午後13時30分 ~ 16時00分

※ 予約不要の個別相談です(都合の良い時間にお越しください)

場 所: 松山商工会議所 5階大ホール

(松山市大手町2-5-7)

相談内容 : 消費税の軽減税率制度への対応

消費税の届出選択の検討や、届出書記入の説明

| 持 参 物 : 平成29·30年決算書控、消費税申告書控、設備投資予定等

印鑑(各種届出が必要な方)

主 催: 愛媛中小企業指導センター・松山税務署

相 談 : 四国税理士会松山支部所属 税理士

令和元年10月から消費税率の引き上げと軽減税率制度が実施されています。 軽減税率制度に対応した**区分記載による「請求書」の書き方や記帳方法**について、この機会 に是非ご相談ください。

◎消費税課税事業者の皆様へ

- ① 平成30年分の課税売上高(事業用資産の売却を含む)が、1千万円を超えた場合には、 令和2年は「消費税課税事業者」となります。
- ② 平成30年分の課税売上高が1千万円以下になった場合には、**令和2年は「消費税免税** 事業者」となります。
- ●新規に「消費税課税事業者」又は「消費税免税事業者」となる場合には届出が必要です。
- ●新規開業の方は、是非この機会に、消費税についてご相談ください。

駐車場有料化のおしらせ

松山商工会館に併設されている駐車場は、㈱伊予銀行松山駅前支店が所有しており、これまで無償で使用させていただいておりましたが、平成29年3月16日(木)より有料化されております。 ご不便をおかけしますが、松山商工会館をご利用の際は公共の交通機関をご利用ください。

【お問い合わせ先】

愛媛中小企業指導センター 担当:高橋・渡邉

TEL 089-941-7711 FAX 089-947-4251 E-mail aoiro@csc-ehime.jp